

「えのぼ」サポーターズクラブ規約

2019年3月28日改訂

(※改訂箇所)

(名称及び所在地)

第1条 本会は、「えのぼ」サポーターズクラブと称し、事務所を藤沢市内に置く。

(目的)

第2条 本会は、地域ポータルサイト「えのしま・ふじさわポータルサイト（以下「えのぼ」という。）」の運営事業を支援するとともに会員相互の親睦を深めることよって、藤沢市における e-community の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 「えのぼ」への情報提供及び情報提供支援
- (2) 「えのぼ」への資金的支援及び資金的支援の促進
- (3) 講演会、シンポジウム、研究会、交流会等の開催
- (4) 会報等の発行及び広報活動
- (5) 関係諸団体との連携
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した個人あるいは法人をもって会員とする。

2. 会費は無料とする。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 4名以上6名以内(※)
- (4) 監事 1～2名(※)

(役員を選任等)

第6条 役員は総会において選出する。

2. 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第7条 会長は、毎年1回の通常総会、その他必要に応じて臨時総会を招集する。

2. 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

(経費)

第8条 本会の経費は、寄付金その他の収入をもって当てる。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終了する。

(事務局)

第10条 本会事務局は、NPO 法人湘南ふじさわシニアネットがこれを担当する。

(規約の改廃)

第11条 本規約の改廃は、総会において決定する。

(補則)

第12条 本規約に定めのない事項については、役員会で決定する。

附則1 本規約は、平成22年7月1日から実施する。

附則2 第6条2項の規定にかかわらず、設立総会で選任された役員の任期は、平成22年7月1日から平成23年12月31日までとする。